証券コード　2152
2021年６月７日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田二丁目11番17号
幼児活動研究会株式会社
代表取締役社長　山　下　孝　一

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　近時の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。
　お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月21日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年６月22日（火曜日）午前10時（受付開始　午前9時30分）

2. **場　　所**　東京都港区芝浦３丁目１番21号
ｍｓｂ　Ｔａｍａｃｈｉ　田町ステーションタワーＳ　4F
ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ田町
カンファレンスルーム4E
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

3. **目的事項**

報告事項　第49期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.youji.co.jp）に掲載させていただきます。
総会ご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が一層高まっております。

当社におきましては、４月、５月の緊急事態宣言発令時の際は、幼稚園・保育園・こども園の休園や外出自粛の影響により、55営業所中44営業所の完全休業を実施し、体育指導サービスの中止を余儀なくされました。このような状況の中で、当社は新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、主力である課外クラブが2020年７月より通常通り再開できるようになり、継続していただけるお客様も増え、2021年３月には過去最高のクラブ員数を達成することができました。しかしながら、イベント企画業務に関しましては、一部再開はできたものの、総じて厳しい状況が続いております。

このような事業環境を背景に、当事業年度における売上高は、5,498百万円（前期比18.3％減）、経常利益775百万円（前期比32.3％減）、当期純利益519百万円（前期比33.9％減）となりました。

当事業年度の１株当たり当期純利益は48円11銭となりました。前事業年度における１株当たり当期純利益は67円73銭でした。

業務の種類別の状況は次のとおりであります。

正課体育指導業務：正課体育指導業務におきましては、実施会場数が前事業年度末の1,175園から18園増加し、当事業年度末は1,193園となりました。

これらの結果、売上高は804百万円となりました。

課外体育指導業務：課外体育指導業務におきましては、スポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブの会員数は、前事業年度末の65,597名から、当事業年度末は69,592名となりました。会員数は増加いたしましたが、課外クラブの売上は前事業年度末と比較すると減少いたしました。

これらの結果、売上高は4,224百万円となりました。

イベント企画業務：イベント企画業務におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、前事業年度末より、イベント企画業務がすべて中止となり、大きな影響を受けました。その後、2020年７月よりお客様と従業員の安全を最優先し、衛生管理を徹底した上で一部再開はできたものの、厳しい結果となりました。

これらの結果、売上高は70百万円となりました。

その他業務：その他業務におきましては、認証保育所事業や幼児・学童向けの学習塾等を運営し、地域のお客さまにご満足いただける保育サービスの普及に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は119百万円となりました。

コンサルティング業務：コンサルティング業務におきましては、　新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コンサルティング契約件数は減少し、特別会員制度の継続やオンラインセミナーや個別経営指導を継続的に行ってきました。

その結果、コンサルティング関連事業に係る売上高は280百万円となりました。

業務の種類別売上高、契約園数及び会員数

項目＼期別	2019年度 第48期		2020年度（当事業年度） 第49期	
	経営成績他	構成比	経営成績他	構成比
正課体育指導業務売上高（百万円）	900	13.4%	804	14.6%
実施会場数（園）	1,175		1,193	
課外体育指導業務売上高（百万円）	4,852	72.1%	4,224	76.8%
会員数（人）	65,597		69,592	
イベント企画業務売上高（百万円）	505	7.5%	70	1.3%
その他業務売上高（百万円）	163	2.4%	119	2.2%
コンサルティング業務売上高（百万円）	308	4.6%	280	5.1%
契約件数（件）	245		229	
売上高合計（百万円）	6,729	100.0%	5,498	100.0%

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資は、７百万円であります。主な内容は、業務系システムへの投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、私立幼稚園・保育園・こども園及び園児を主要顧客とする企業であります。子供の人口だけに着目した場合、将来的な少子化傾向が確実な状況にあるなか、市場は縮小傾向に向かっておりますが、一方で少子化は子供の希少価値を高めることとなり、必要とされる商品やサービスにおいて、高付加価値・高品位・高品質のものが求められる傾向にあると考えております。

このようななかで、当社は、これまで以上に高付加価値・高品位・高品質のサービスの開発・提供に取り組んでまいります。また、お客さまの高度なニーズに応えるためには、サービスを展開する指導スタッフの水準をさらに高める必要があります。そのための人材育成につきましても、研修体制の充実を図ることにより全社的な指導レベルの向上に努め、より総合的かつ多角的で内容の豊富なサービスの提供を積極的に展開し、ますます他社との差別化を図り、高収益体質を確立してまいります。

それぞれの対処すべき課題は次のとおりであります。

① 事業の確立

（イ）正課体育指導業務

お客さまの要望が多様化している現在、お客さまのニーズにいかに応えるか、的確な情報の入手がますます重要となっております。これまで「コスモ」のブランドで親しまれ評価いただいている既存のサービスに安住することなく、さらに高付加価値なサービスを開発・提供することで、既存顧客の安定化と新規顧客の開拓を推進していくことが最重要課題であります。

そのために当社は、既存のサービスにおいては、さらなる高付加価値化を図り、それら付加価値を加味した売上の拡張を目指します。この達成のため、社員研修の徹底を図り、契約各園の期待に応えられる人材の育成に努めてまいります。

（ロ）課外体育指導業務

各会場あたりの会員数の増員を図り、園児数に対する会員比率を高めることが最重要課題であります。保護者に対して、幼児体育の必要性を啓蒙し、目に見える成果を実践してまいります。また、合同練習会、総合・個別研修会を通じて指導者の資質に差異が生じないよう取り組んでまいります。

（ハ）イベント企画業務

新型コロナウイルス感染予防を最優先にし、衛生管理を徹底した上で、一部再開はできたものの、完全な再開は見合わせている状況が続いております。

今後は新型コロナウイルスが収束し次第、季節性・地域性などを考慮した当社ならではの特色を打ち出したイベントを提供することで、さらなるサービスの向上に努めてまいります。また、変化の激しい時勢におきましては、利用者は常に目新しいものを求めてきますので、これらのニーズに的確に応えるべく新たなイベントの開発・提供を推進してまいります。

イベント企画業務におきましては、課外体育指導業務のスポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブの会員の入会促進と退会の抑制に結びつくような魅力あるものにしてまいります。

（ニ）その他業務

その他業務のなかでは、特に、保育事業において培ったノウハウは、私立保育園・こども園への正課体育指導契約の獲得や正課体育指導契約園に対する高付加価値サービスの提供に積極的に役立ててまいります。これらのことを通じてよりきめ細やかな保育プログラムの開発に努めてまいります。

（ホ）コンサルティング関連事業

幼稚園・保育園・こども園に対する経営及び教育サポートを積極的に展開していくことで、幼稚園・保育園・こども園の特色を打ち出し、園児数の増加に貢献できるよう努めてまいります。また、幼稚園・保育園・こども園の職員向け研修を職員の経験年数に応じて段階的に実施したり、全国展開を行う当社ならではの情報量を駆使して顧客満足度を高め、幼稚園・保育園・こども園が自らの質を高められるよう努めてまいります。

② 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、成長を維持し、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後、内部管理体制の強化をさらに図るとともに、リスク管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

③ 危機管理体制の強化

当社は、事業運営に係るリスクが顕在化した際に事業継続を短期間で可能とするための体制構築を進めております。当社が保有するシステムを物理サーバから仮想サーバへ移行することにより、システムの安定稼動を図っております。また、セキュリティ強化を実施していくことで危機管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

④　資金調達手段の多様化と財務基盤の健全性確保

当社は、持続的成長のために、財務基盤の健全性を確保しつつ、資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。

⑤　経営戦略面での取り組み

当社は、経営戦略の一端として、幼稚園・保育園・こども園等の経営並びに運営面でのサポートを通じて、当社の経営理念及び教育プログラムの網羅的浸透を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	2017年度 第46期	2018年度 第47期	2019年度 第48期	2020年度 （当事業年度） 第49期
売　上　高	6,592	6,801	6,729	5,498
経　常　利　益	1,121	1,276	1,145	775
当　期　純　利　益	760	818	785	519
1株当たり当期純利益	64円54銭	69円46銭	67円73銭	48円11銭
総　資　産	9,710	10,284	9,877	10,526
純　資　産	6,655	7,125	6,650	7,189

（注）1.　１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

2.　当社は、2018年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、幼児体育指導関連事業、並びにコンサルティング関連事業により構成されております。このうち、幼児体育指導関連事業においては、幼稚園、保育園及びこども園の保育の一環として行う正課体育指導、幼児及び児童を対象とした課外体育指導、保育所の経営等を行い、コンサルティング関連事業においては、幼稚園、保育園及びこども園に対する経営指導並びに運営指導等を行っております。

正課体育指導業務：幼稚園、保育園及びこども園が保育時間内(正課)に行う体育の授業に関し、契約に基づいて指導を行っております。具体的には、各園の意向・基本方針をふまえて、運動会等の構成企画をはじめ、１年間のカリキュラムの策定のアドバイスを行うと同時に、楽しく健全で効果的な授業が行えるよう、当社社員が各園に赴いて直接指導にあたっております。

課外体育指導業務：幼稚園、保育園及びこども園の施設を借用して、園児から卒園児である小学生を対象にスポーツクラブ、サッカークラブ、新体操クラブ等を主宰する事業を運営し、独自のカリキュラムに従って体育指導を行っております。

イベント企画業務：当事業年度は新型コロナウイルス感染予防を最優先にし、上記課外体育指導の一環として、サッカー大会、遠足、合宿、冬期のスキー・スケート教室やドッジボール大会、新体操の発表会等のイベントを衛生管理を徹底した上で一部再開はできたものの、完全再開には至りませんでした。

その他業務：認証保育所事業や幼児・学童向けの学習塾等を運営し、地域にお住まいの方々にご満足のいただける保育サービスを提供しております。

コンサルティング業務：魅力的で元気な幼稚園・保育園・こども園づくりのための経営コンサルティング、教育コンサルティング、運営指導、園職員の研修、幼児教育に関するあらゆるコミュニケーション活動の企画及び印刷物の企画制作等を行っております。

(8) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

当社

本社	：	東京都品川区西五反田二丁目11番17号
支部	：	（北海道）　札幌支部、苫小牧支部
		（青森県）　青森支部
		（山形県）　山形支部
		（宮城県）　仙台支部
		（栃木県）　宇都宮支部
		（福島県）　郡山支部、いわき支部
		（群馬県）　高崎支部
		（新潟県）　新潟支部
		（埼玉県）　大宮支部、川越支部、春日部支部
		（千葉県）　総武支部、柏支部、成田支部
		（東京都）　東京支部、立川支部、蒲田支部、町田支部
		（神奈川県）　横浜支部、湘南支部
		（静岡県）　静岡支部、浜松支部
		（山梨県）　甲府支部
		（長野県）　長野支部
		（愛知県）　名古屋支部、豊橋支部
		（富山県）　富山支部
		（石川県）　金沢支部
		（福井県）　福井支部
		（京都府）　京都支部
		（奈良県）　奈良支部
		（大阪府）　大阪支部、堺支部
		（兵庫県）　神戸支部、西宮支部
		（和歌山県）　和歌山支部
		（広島県）　広島支部、福山支部
		（福岡県）　北九州支部、福岡支部、久留米支部
		（長崎県）　長崎支部
		（鹿児島県）　鹿児島支部
		（沖縄県）　沖縄支部
保育所	：	（東京都）　こっこる（五反田）、五反田せせらぎ保育園
塾	：	（東京都）　コスモアカデミー品川

(9) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
523（６）名	14名増（３名減　）	34.0歳	11.3年

（注）１．使用人数は就業人員であり、出向者を含んでおりません。
２．臨時従業員数は、（　）内に年間平均人員数を外数で記載しておりますが、平均年齢及び平均勤続年数の計算には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

11,784,000株(自己株式 981,412 株を含む。)

(3) 株主数

1,259名

(4) 大株主及びその持株数

株主名	持株数	持株比率
株式会社山善	3,962,000株	36.68%
株式会社UHPartners2	1,085,300株	10.05%
光通信株式会社	1,072,500株	9.93%
山下明子	1,020,160株	9.44%
コスモ従業員持株会	633,100株	5.86%
山下孝一	304,560株	2.82%
藍澤証券株式会社	208,000株	1.93%
東京中小企業投資育成株式会社	200,000株	1.85%
広田照彰	163,600株	1.51%
コスモ共栄会	114,400株	1.06%

(注)上記大株主の状況欄には、当社が保有する自己株式を除いております。当社は、自己株式を981,412株所有しており、発行済株式総数に対する割合は8.33%であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山下孝一		株式会社山善取締役
専務取締役	広田照彰		
取締役	川田伸	管理本部長 兼総務部長	
取締役	久賀満雄	事業本部長	
取締役	山下明子	管理本部副本部長 兼事業管理部長	株式会社山善代表取締役社長
取締役	大野俊一		株式会社リンクアンドモチベーション取締役 株式会社リンクグローバルソリューション取締役 株式会社リンクイベントプロデュース取締役 株式会社リンクコーポレイトコミュニケーションズ取締役 株式会社a2media取締役 株式会社リンクアカデミー取締役 ディーンモルガン株式会社取締役 株式会社モチベーションアカデミア取締役 株式会社リンク・インタラック取締役 株式会社リンクジャパンキャリア取締役 株式会社リンク・マーケティング取締役 株式会社リンク・アイ取締役 株式会社リンクダイニング取締役 オープンワーク株式会社取締役
常勤監査役	川口弘之		
監査役	山嵜正俊		山嵜法律事務所長 株式会社日宣取締役
監査役	曲渕博史		曲渕博史税理士事務所代表 株式会社グローバルパワー監査役 甲府倉庫株式会社監査役 株式会社レッグス監査役

（注）1. 取締役大野俊一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役山嵜正俊及び曲渕博史の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役曲渕博史氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び監査役全員は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任について善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、いずれも会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、1999年５月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は３名です。

また、当社の監査役に対する報酬は、1999年５月27日開催の第27回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

（イ） 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年２月５日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

（ロ） 決定方針の内容の概要

当社は創立以来「未来を背負う子供たちの為、日本社会人類世界に貢献する」を会社目標とし、その目標を実現するため、人を喜ばす社風が売上利益を生み出す源泉となる会社を目指し、人間として正しいか正しくないかを経営判断とし、社員と心を一つにして経営に携わっており、個々の取締役の報酬水準の決定にあたっては、人材の採用・育成・自己実現を通して、生きがいや働きがいという人間の心の豊かさを求めることができるよう、物心両面の幸福を追求した報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当社取締役の報酬は、当該方針を反映し策定された取締役会報酬規程に基づき算出される月例の基本報酬（金銭報酬）により構成されており、各取締役の基本報酬は、役位、担当職務、貢献度等を考

慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

（ハ） 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会は当該決定が当社の基本方針を踏まえて策定された取締役報酬規程に基づいて行われていることを確認していることから、上記（ロ）に記載の決定方針と整合するものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年６月23日開催の取締役会において代表取締役社長山下孝一に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨を決議しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の報酬額のうち、個人考課で決定される年次の加算額についてであり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会で各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等について協議を行い、代表取締役社長は当該協議の内容を踏まえ決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	151,968 (2,400)	151,968 (2,400)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
監査役 （うち社外監査役）	18,707 (4,800)	18,707 (4,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大野俊一氏が兼務している他の法人等との間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

監査役山嵜正俊氏が兼務している他の法人等との間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

監査役曲渕博史氏が兼務している他の法人等との間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役　大野俊一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、取締役として培われた経験と見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を積極的に行っており、取締役及び経営陣幹部の監督強化に関しても重要な役割を果たしております。
監査役　山嵜正俊	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会８回のうち８回に出席しており、弁護士として培われた経験と見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を積極的に行っております。また、監査役会においては、社外監査役として実施した監査の報告並びに他の監査役の実施した監査に対する質問を適宜行い、監査体制の維持確保に努めております。
監査役　曲渕博史	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会８回のうち８回に出席しており、税理士として培われた経験と見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を積極的に行っております。また、監査役会においては、社外監査役として実施した監査の報告並びに他の監査役の実施した監査に対する質問を適宜行い、監査体制の維持確保に努めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

17,500千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,500千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社では、健全かつ透明性の高い企業運営の実現に向けて、コンプライアンスの徹底を最重要課題の一つと捉えており、役職員は、経営計画書内に設けられた行動指針に基づき、常に企業倫理を意識し、社会人としての責務をわきまえながら職務の執行に当たります。

・リスク管理規程において、役職員が法令及び定款を遵守すべきことを明文化し、同規程に基づき設置された、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を通じて、役職員の法令等遵守に対する取り組みの検討・調査・審議等に努めます。

・コンプライアンス上の諸問題に対しては、経営会議を開催し、各部門長が問題の顕在化を未然に防止すべく情報の集約に努めます。また、これらの情報が速やかにコンプライアンス委員会に移管され、役職員を通じて全社レベルで協議・検討する体制を確保いたします。

・代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び常勤監査役に報告いたします。

・金融商品取引法において規定されるところの財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、法令及び文書管理規程に従い適切に保存されます。

・取締役及び監査役が、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるよう規定しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社では、取締役、監査役、事業部門及び管理部門のスタッフが毎月経営会議を開催し、災害や事故等、事業目的の達成を阻害する様々なリスクに関する情報を集約して報告するとともに、当該報告された事項をリスク・コンプライアンス委員会で協議、検討する体制を構築し、リスク管理を行っております。

・また通常業務以外に発生する投資リスク、システムの運用上のリスク、システム開発リスクについては、投資委員会、システム運営委員会で協議、検討し、各々のリスクに対応、管理する体制になっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は月に一回定期的に、または必要に応じて適時開催され、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行について相互監督する旨、取締役会規則において規定されております。

・取締役会規則に基づき、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行並びにその他の事項に関して、意見を述べることができます。

・取締役の日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保いたします。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・関係会社は、経営上の自主性・機動性を確保しつつ、重要な決定事項については当社の取締役会の承認を受け、営業及び決算の状況については当社の代表取締役社長に対して適宜報告する旨、関係会社規程において規定されております。

・内部監査室は、関係会社の会計監査及び業務監査を行い、その評価について代表取締役社長及び常勤監査役に報告いたします。

・定期的に開催される経営会議には関係会社の管理職員が出席し、グループ会社全体を通じて、役職員のコンプライアンスに対する必要性・重要性の認識レベルを引き上げ、リーガルマインドの醸成に努めます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理本部に所属する者を監査役を補助すべき使用人として指名することができます。

・監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限については、その職務を補助すべき範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

・監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況について把握し、必要に応じて取締役からの報告を受け、これに対して意見を述べます。

・監査役は、取締役から会社に著しい損害を及ぼす可能性のある旨の報告を受けた場合には、その調査の要否を協議し、それに伴い必要な助言または勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置をとります。

・内部通報制度を導入し、常勤監査役を通報の窓口とすることで、役職者を通じて会社に著しい損害を及ぼす可能性について指摘できる体制を確保いたします。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、上記⑦に掲げた事由以外においても、必要に応じて取締役と意見交換を行うとともに、内部監査室と連携を図り、内部監査を通じて明らかになった重要事項に関する報告を受け、また会計監査人と適宜協議する場を持ちます。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

・総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、その責任者を総務部長といたします。

・新規に取引を開始または取引を継続する場合には、信用調査等を行い、反社会的勢力との関係がないことを確認する等の対策を徹底いたします。

・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。

・反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制を構築し、対応マニュアルを整備いたします。

・反社会的勢力の排除に向け、不当行為に対する対応講習を受講する等の教育措置を講じます。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社のコンプライアンス体制について

・代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス遵守状況等について報告を行い、問題点を洗い出し、その改善を図っております。

② 当社における業務の適正性について

・内部監査室が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善が必要な場合は指摘を行っております。

③ 取締役の職務の執行について

・当事業年度は、取締役会を17回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役及び従業員の職務執行の監督を行いました。

④ 監査役の職務の執行について

・当事業年度は、監査役会を８回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを剰余金の配当等に関する基本方針としております。当社は今後、配当性向30％以上を目指し、安定的な配当の継続並びに１株当たりの配当の増額に努めてまいります。毎事業年度における配当の回数につきましては、定時株主総会において１回、もしくは中間配当を含めた２回を基本的な実施方針としております。

当事業年度につきましては、前述の方針に基づき、１株当たり15円、配当総額162,038,820円としております。

（注） 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,053,149**	**流動負債**	**1,207,757**
現金及び預金	6,680,578	買掛金	80,223
売掛金	217,944	未払金	136,431
商品	1,645	未払費用	36,826
貯蔵品	6,760	未払法人税等	337,150
その他	146,341	前受金	245,809
貸倒引当金	△121	賞与引当金	182,561
固定資産	**3,473,818**	その他	188,756
有形固定資産	**311,961**	**固定負債**	**2,130,136**
建物	57,632	退職給付引当金	1,859,847
構築物	0	長期未払金	270,288
工具、器具及び備品	17,994		
土地	236,334		
無形固定資産	**143,632**		
投資その他の資産	**3,018,225**		
投資有価証券	2,095,106		
繰延税金資産	500,780		
保険積立金	269,192	**負債合計**	**3,337,893**
投資不動産	82,100	(純資産の部)	
その他	71,045	**株主資本**	**6,814,002**
		資本金	**513,360**
		資本剰余金	**365,277**
		資本準備金	365,277
		利益剰余金	**6,842,422**
		利益準備金	15,666
		その他利益剰余金	6,826,756
		自己株式	**△907,057**
		評価・換算差額等	**375,072**
		その他有価証券評価差額金	375,072
		純資産合計	**7,189,074**
資産合計	**10,526,968**	**負債純資産合計**	**10,526,968**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		5,498,809
売　上　原　価		4,086,452
売　上　総　利　益		1,412,357
販売費及び一般管理費		1,036,039
営　業　利　益		376,317
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	2,133	
受　取　配　当　金	11,626	
受　取　賃　貸　料	1,406	
受　取　手　数　料	1,689	
補　助　金　収　入	17,335	
雇　用　調　整　助　成　金	361,686	
そ　の　他	3,967	399,845
営　業　外　費　用		
不　動　産　賃　貸　原　価	661	
そ　の　他	115	776
経　常　利　益		775,386
税　引　前　当　期　純　利　益		775,386
法人税、住民税及び事業税	306,588	
法　人　税　等　調　整　額	△50,900	255,688
当　期　純　利　益		519,698

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	513,360	365,277	365,277	15,666	6,469,097	6,484,764	△907,013	6,456,387
当期変動額								
剰余金の配当					△162,039	△162,039		△162,039
当期純利益					519,698	519,698		519,698
自己株式の取得							△44	△44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	357,658	357,658	△44	357,614
当期末残高	513,360	365,277	365,277	15,666	6,826,756	6,842,422	△907,057	6,814,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	194,179	194,179	6,650,567
当期変動額			
剰余金の配当			△162,039
当期純利益			519,698
自己株式の取得			△44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	180,893	180,893	180,893
当期変動額合計	180,893	180,893	538,507
当期末残高	375,072	375,072	7,189,074

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～47年

工具、器具及び備品　　３～８年

② 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．繰延税金資産の回収可能性

⑴当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	500,780

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、過去３年及び当期の各事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないことから、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類２」に該当すると判断し、スケジューリング可能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産を回収可能と見積もっております。

上述の判断を行うにあたって、「当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、直近の新規契約／解約の状況、新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮しております。

当該仮定に変化が生じた場合には、上述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。しかし、期末日においては、当該仮定の変更が必要となるような重要な経営環境の悪化を予見する事実は認識しておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　364,127千円

2．国庫補助金等に関する件

国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,179千円であり、その内訳は次のとおりであります。

建物附属設備　1,179千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　11,784,000株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	162,039	15	2020年 3月31日	2020年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	162,038	利益剰余金	15	2021年 3月31日	2021年 6月23日

3．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	981,364	48	－	981,412

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加　48株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	569,485
賞与引当金	55,900
未払費用	8,373
減損損失	33,403
資産除去債務	6,479
未払事業税	22,152
事業所税	870
その他	1,547
繰延税金資産小計	698,213
評価性引当金	△31,898
繰延税金資産合計	666,314
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△165,533
繰延税金負債合計	△165,533
繰延税金資産の純額	500,780

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。またデリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、長期保有を目的とする株式及び満期保有目的の債券で構成されており、価格変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は経理規程に従い、営業債権について営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(株価の変動リスク)の管理

当社の保有する有価証券は、月次ベースで時価評価を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,680,578	6,680,578	－
(2)売掛金	217,944	217,944	－
(3)投資有価証券			
満期保有目的債券	1,400,000	1,400,000	－
その他有価証券	695,106	695,106	－
資 産 計	8,993,629	8,993,629	－
(1)買掛金	80,223	80,223	－
(2)未払金	136,431	136,431	－
(3)未払法人税等	337,150	337,150	
負 債 計	553,804	553,804	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格により、投資信託は取引証券会社が提示する価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2.　金銭債権及び満期のある有価証券の当期末決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,680,578	－	－	－
満期保有目的債券	－	－	1,400,000	－
合　計	6,680,578	－	1,400,000	－

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県横浜市において、賃貸用の土地を保有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
82,100	82,500

（注）1.　貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。

2.　期末の時価は、社外の不動産鑑定士による評価額によっております。なお、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　665円50銭

２．１株当たり当期純利益　48円11銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

幼児活動研究会株式会社
取　締　役　会　　御　中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	若山聡満　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩崎亮一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、幼児活動研究会株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC京都監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月17日

幼児活動研究会株式会社　監査役会
常勤監査役　川　口　弘　之　㊞
社外監査役　山　嵜　正　俊　㊞
社外監査役　曲　渕　博　史　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき15円

なお、この場合の配当総額は162,038,820円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月23日

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役山嵜正俊氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
山嵜（やまざき）　正俊（まさとし） （1946年９月７日）	1978年８月　司法試験合格 1979年４月　司法研修所入所 1981年４月　日本弁護士連合会・東京弁護士会入会 1982年４月　山嵜法律事務所　所長（現任） 2009年６月　当社監査役（現任） 2016年５月　株式会社日宣取締役（現任）	－株

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　山嵜正俊氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3.　(1)社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

山嵜正俊氏につきましては、弁護士としての長年の経験と実績を通じて得られた専門知識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

(2)社外監査役としての職務を遂行することができると判断する理由について

山嵜正俊氏は、弁護士としての長年の経験から社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3)社外監査役との責任限定契約について

当社定款において、社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任について善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

以　上

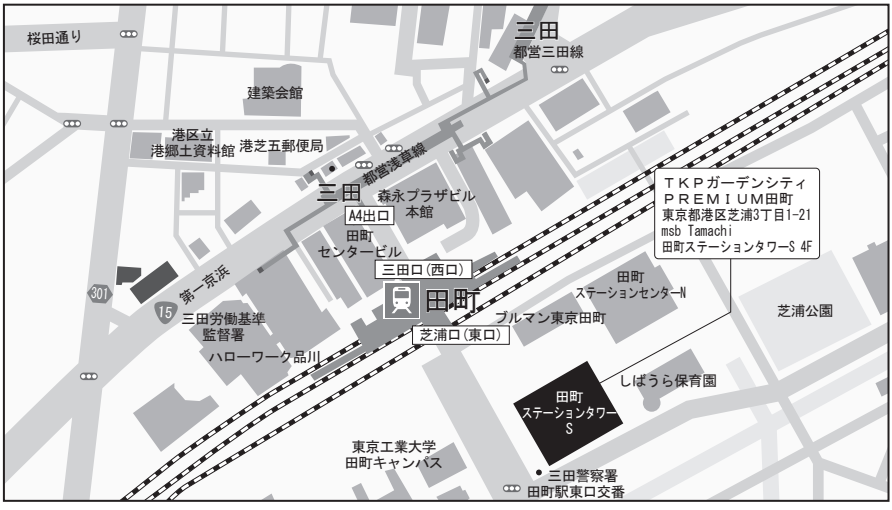
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都港区芝浦３丁目１番21号
ｍｓｂ　Ｔａｍａｃｈｉ　田町ステーションタワーＳ　４Ｆ
ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ田町
カンファレンスルーム４Ｅ
電話番号　　03-5439-6119（事務所）

交　　通　JR田町駅 東口 徒歩１分
都営浅草線・都営三田線　三田駅 A4　徒歩3分



・総会ご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
・例年行っておりました総会終了後のビデオ上映会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では中止とさせていただく場合がございます。
・ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。